

鈴鹿市公告第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、国土交通省中部地方整備局長から都市計画事業変更図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該都市計画事業の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和7年3月14日

鈴鹿市長 末松 則子

1 都市計画事業の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路事業 3・4・7号 野町国府線

2 縦覧場所

鈴鹿市都市整備部都市計画課